

## 1. 改定のポイント

- (1) 安否情報システムを追記
- (2) 緊急時における情報伝達手段と市民の行動周知に努める内容を追記
- (3) 大規模集客施設等における避難について追記
- (4) 避難行動要支援者への用語の統一
- (5) 新設の組織及び情報通信手段を追記
- (6) その他時点修正や整合を図るための文言修正

## 2. 主な改定概要

- (1) 安否情報システムを追記【第2編第3章4(1)、第3編第5章2】

総務省消防庁が整備した安否情報システムを使用し、府へ市民の安否情報の報告を行うことを追記
- (2) 緊急時における情報伝達手段と市民の行動周知に努める内容を追記  
【第2編第3章3(3)、第3編第3章第1-2(1)、第3編第3章第2-4(9)】

総務省消防庁からの全国瞬時警報システム（Jアラート）による対処に余裕のない事態に関する情報や、内閣官房からの緊急文字情報を送受信するシステム（エムネット）により受信した情報の周知に努める内容を追記。また弾道ミサイル落下時の行動周知に努める内容についても合わせて追記
- (3) 大規模集客施設等における避難について追記【第3編第3章第2-4(9)】

大規模集客施設に滞在している方の避難に関して、施設管理者と連携していくことを追記
- (4) 避難行動要支援者への用語の統一  
災害対策基本法に基づき、災害時に自ら避難することが困難な高齢者、障害者等を「災害時要配慮者」から「避難行動要支援者」に変更し統一
- (5) 新設の組織及び情報通信手段を追記【第2編第2章6(2)、第3編第1章第2-6(2)①】
  - ① 宇治市災害ボランティアセンター
  - ② 衛星携帯電話
- (6) その他時点修正や整合を図るための文言修正
  - ① 関係機関の事務又は業務の大綱等  
指定地方行政機関等の追加、削除及び名称変更
  - ② 生活関連等施設の把握等  
生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管府担当部局等の変更
  - ③ 関係条文等の改正に伴う用語の整理、その他時点修正や整合を図るための文言修正等

## 3. 今後のスケジュール

令和5年7月～ 国民保護法第35条第5項に基づき、京都府と協議 ⇒ 公表（HP等）